

議案第52号

和解について

次のとおり和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年4月28日提出

一関市長 佐藤 善仁

- 1 和解の相手方 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智 明

2 事案の内容

平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成27年度から平成29年度までに実施したものに係る損害賠償請求を行い、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）が当該請求に応じない費用について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があったものである。

3 和解の内容

- (1) 東京電力は、一関市に対し、和解金として21,119,000円の支払い義務を負う。
- (2) 東京電力は、(1)の金額を一関市に対し、本和解成立後14日以内に一括で支払う。
- (3) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、一関市が東京電力に対して別途損害賠償の請求をすることを妨げない。
- (4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、一関市は、東京電力に対して別途請求しない。
- (5) 本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

東京電力ホールディングス株式会社に対するあっせんの申立額及び和解金額

項	目	損害賠償請求額				東京電力が損害賠償の一部支払いに合意し支払いを受けた額 (B)	あっせん申立額 (損害賠償請求額から、東京電力が損害賠償の一部支払いに合意し支払いを受けた額を除いた額) (C)=(A)-(B)	あっせんの申立て後、東京電力が損害賠償の一部支払いに合意し支払いを受けた額 (D)	あっせんの申立額から、東京電力が損害賠償の一部支払いに合意し支払いを受けた額を除いた額 (E)=(C)-(D)	和解案で示された和解金額 (F)	あっせんの申立額のうち、今回の和解案に含まれない額 (G)=(E)-(F)
		平成 27 年度分	平成 28 年度分	平成 29 年度分	計 (A)						
1	検査・測定費用 学校給食・農林産物の放射性物質濃度検査、公共施設の放射線量測定等に係る経費	2,390,011 円	3,514,421 円	2,670,298 円	8,574,730 円	0 円	8,574,730 円	8,574,730 円	0 円	—	—
2	広報費用 市内の放射線の状況などについて市民周知のための市広報掲載に要する経費	179,931 円	164,445 円	—	344,376 円	0 円	344,376 円	0 円	344,376 円	0 円	344,376 円
3	旅費・交通費 放射線対策に係る旅費及び高速道路使用料	127,414 円	29,440 円	154,174 円	311,028 円	0 円	311,028 円	161,534 円	149,494 円	63,000 円	86,494 円
4	職員人件費 放射線影響対策事業等に従事した職員の給与、時間外勤務手当等 (平成 27 年度分 73 人) (平成 28 年度分 89 人) (平成 29 年度分 3 人)	43,084,580 円	43,052,202 円	28,351,342 円	114,488,124 円	0 円	114,488,124 円	0 円	114,488,124 円	83,000 円	114,405,124 円
5	その他放射線影響対策に要した費用 利用自粛牧草等処理円滑化事業、特用林産施設等体制整備事業費補助金、放射線対策事業に係る事務費、側溝土砂除去委託料、東山地域に設置した高度集約牧野(採草地)の使用料の減収額	38,883,777 円	21,345,697 円	17,507,696 円	77,737,170 円	13,021,910 円	64,715,260 円	43,370,187 円	21,345,073 円	20,973,000 円	372,073 円
合 計		84,665,713 円	68,106,205 円	48,683,510 円	201,455,428 円	13,021,910 円	188,433,518 円	52,106,451 円	136,327,067 円	21,119,000 円	115,208,067 円
					(A)	(B)	(C)=(A)-(B)	(D)	(E)=(C)-(D)	(F)	(G)=(E)-(F)

議案第 52 号 参考資料No. 2

原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案について

1 事案の内容

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成 27 年度から平成 29 年度までに実施したものに係る損害賠償請求を行い、東京電力株式会社（平成 28 年 4 月 1 日、東京電力ホールディングス株式会社に商号変更。以下「東京電力」という。）が当該請求に応じない費用について、令和元年 9 月 26 日の市議会の議決を経て、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）にあっせんの申立てを行ったところ、紛争解決センターから和解案の提示があったことからこれを受諾し、和解しようとするものである。

2 和解の相手方

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智 明

3 経過

- (1) 市は、平成 23 年度から令和 2 年度までの放射性物質による影響対策に要した費用について、第 1 次から第 13 次請求まで合わせて 7 億 2,009 万円余について東京電力へ損害賠償請求を行った。
- (2) 市は、第 1 次から第 4 次請求までの平成 23 年度及び平成 24 年度分のうち、東京電力が当該請求に応じない費用について、県及び県内市町村等と協調しながら、平成 26 年 1 月に紛争解決センターに対してあっせんの申立てを行った。その後、紛争解決センターからの和解案の提示を受け、平成 27 年 6 月 26 日の市議会の議決を経て、申立額 1 億 5,573 万円余に対し、9,244 万円の損害賠償の支払いを受けることで和解した。
- (3) 市は、第 5 次から第 7 次請求までの平成 24 年度分から平成 26 年度分までのうち、東京電力が当該請求に応じない費用について、県及び県内市町村等と協調しながら、平成 28 年 3 月に紛争解決センターに対してあっせんの申立てを行った。その後、紛争解決センターからの和解案の提示を受け、平成 30 年 12 月 14 日の市議会の議決を経て、申立額 1 億 6,134 万円余に対し、4,940 万円の損害賠償の支払いを受けることで和解した。
- (4) 市は、第 8 次から第 10 次請求までの平成 27 年度分から平成 29 年度分までのうち、東京電力が当該請求に応じない費用について、県及び県内市町村等と協調しながら、令和元年 11 月に紛争解決センターに対してあっせんの申立てを行った。
- (5) 市は、あっせんの申立てを行った 1 億 3,632 万円 7,000 円余について、紛争解決センターからの照会に応じ、追加資料の提出や、全額損害賠償されるべきとの市の考えを記載した意見書を提出した。
- (6) 紛争解決センターは、令和 3 年 12 月 22 日に東京電力は 2,111 万 9,000 円の損害賠償金を支払うとする和解案を提示した。この和解案に対し、東京電力は令和 4 年 1 月 28 日に受諾の

意向を表明した。

単位：円

	請求額 (A)	受領済額 (B)	紛争解決センター和解案			(和解成立の場合)	
			申立額 (最終) (C)	和解金 提示額 (D)	(D)/(C)	損害賠償金 総額 (E)=(B)+(D)	(E)/(A)
平成23-24年度分 (第1次-第4次)	179,181,071	21,445,989	155,739,831	92,440,000	59.4%	113,885,989	63.6%
平成24-26年度分 (第5次-第7次)	233,242,579	71,894,114	161,348,465	49,400,000	30.6%	121,294,114	52.0%
平成27-29年度分 (第8次-第10次)	201,455,428	65,128,361	136,327,067	21,119,000	15.5%	86,247,361	42.8%
平成30年度分 (第11次)	37,397,615	344,088	東京電力と交渉中 (交渉状況によっては、今後、紛争解決センターへの申 立ても検討)				
令和元年度分 (第12次)	35,414,757	0					
令和2年度分 (第13次)	33,403,848	0					
平成23-令和2年度計	720,095,298	158,812,552					

4 紛争解決センターから示された和解の内容

- (1) 東京電力は、一関市に対し、和解金として21,119,000円の支払い義務を負う。
- (2) 東京電力は、(1)の金額を一関市に対し、本和解成立後14日以内に一括で支払う。
- (3) 本和解に定める金額を超える部分について、本和解の効力が及ばず、一関市が東京電力に対して別途損害賠償の請求をすることを妨げない。
- (4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、一関市は、東京電力に対して別途請求しない。
- (5) 本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 紛争解決センターの和解金額の算定の考え方

(1) 事業費について

紛争解決センターは、和解金額は損害賠償請求した事業費が国の示した基準やガイドラインに沿うものか否かを問わず、本件事故との相当因果関係により判断されるとした。

ア 広報費用

市広報誌への放射線に関する記事を掲載した費用については、ページを増やす等の追加的費用がないため対象外とした。

イ 旅費・交通費

損害賠償請求に係る事務のうち和解に係る事務を除くものについては100%認めることとし、その他のものについては紛争解決センターの判断による割合を認める。

ウ その他放射線影響対策に要した費用

消耗品については汎用性があることから寄与度を50%、公用車の修繕料については本件事故対応のものとは認められないので対象外とした。

(2) 人件費について

専任職員の時間外勤務手当については、「損害賠償請求と想定されるもの」のうち、和解に

係る事務を除くものについては100%認めることとし、「住民対応と想定されるもの」及び「その他」のうち紛争解決センターが認めるものについては70%認める。

勤務時間外に本件事故対応業務を行った時間外勤務手当が認められるほか、本件事故対応業務を行った結果、通常業務を勤務時間外に行わざるをえない、いわゆる「押し出し時間外」の考え方に基づく本件事故の影響による時間外勤務手当の増加分が損害として認められる。

勤務時間内の事故対応業務の人件費相当額については、地方公共団体の人件費に係る損害賠償事件について、常勤職員の給与等の勤務時間内の人件費が損害とは認められないとの判例があることから、原発事故の有無にかかわらず、市が支給すべきものと判断され、市の主張した全額をそのまま損害と認めることは困難とした。

(3) 端数処理について

被害者の迅速な救済を使命とする和解仲介手続の性質上、申立人の個別の立証の負担を軽減したが、そのこととの均衡上、各損害項目の損害の端数は1,000円単位で切り捨てることとしている。

【参考】原子力損害賠償紛争解決センターが提示した和解案（計算書）

単位：円

損害項目	あっせんの申立額から、東京電力が損害賠償の一部支払いに合意し支払いを受けた額を除いた額	和解案で示された和解金額	割合	紛争解決センターの見解
1 検査・測定費用	0	—	—	
2 広報費用	344,376	0	0%	広報誌で増ページを行わず住民への情報提供したものであるため対象外とする。
3 旅費・交通費	149,494	63,000	42.14%	損害賠償請求に係る事務のうち和解に係る事務を除くものについては100%認める。 その他については紛争解決センターの判断による割合を認める。
4 職員人件費	※ 114,488,124	83,000	0.07%	時間外勤務手当については、「損害賠償請求と想定されるもの」のうち、和解に係る事務を除くものについては100%、「住民対応と想定されるもの」及び「その他」のうち紛争解決センターが認めるものについては70%認める。 勤務内人件費は対象外
5 その他放射線影響対策に要した費用	21,345,073	20,973,000	98.25%	消耗品については汎用性があることから寄与度を50%とした。 公用車の修繕料は事故対応のものとは認められないので対象外。 上記以外は全て認める。
合計	136,327,067	21,119,000	15.49%	損害項目ごとに1,000円未満切捨て

※ 申立額中の人件費の内訳

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
専従職員時間外勤務手当	304,283 円	7,695 円	0 円	311,978 円
専従職員給与 (時間外手当を除く。)	38,236,058 円	38,300,692 円	28,351,342 円	104,888,092 円
単発的に従事した職員の 給与	4,544,239 円	4,743,815 円	0 円	9,288,054 円
合 計	43,084,580 円	43,052,202 円	28,351,342 円	114,488,124 円

単発的に従事した職員の給与額は、職員毎の1時間当たりの単価に、放射線影響対策に従事した時間数を乗じて算出したもの。

6 和解案に対する市の考え方

今回提示された和解案については、地方公共団体の人件費に係る損害賠償事件の判例及び紛争解決センターが考える本件事故との相当因果関係等から判断されたものであり、市としては十分な内容とは言い難いが、和解契約書中に「本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、市が相手方に対して別途損害賠償の請求をすることを妨げない。」との項目があることから、紛争解決センターから提示された和解案を受諾し、和解することが適当と判断する。

なお、和解案に示された和解金に含まれていない1億1,520万8,000円余については、今後の紛争解決センターの総括基準や判例等の状況を見ながら、再度紛争解決センターへのあっせんの申立てを検討していく。

議案第75号

あっせんの申立てについて

次のとおりあっせんの申立てをするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年8月27日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 申立先 東京都港区西新橋一丁目5番13号
原子力損害賠償紛争解決センター

- 2 申立人及び相手方
 - (1) 申立人 一関市
 - (2) 相手方 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智 明

- 3 申立ての趣旨及び原因
 - (1) 申立ての趣旨
相手方は、平成27年度から平成29年度までに放射性物質による影響対策に要した費用について、損害賠償の額188,433,518円（相手方が損害賠償の一部支払いに合意した場合、当該合意額等を除いた額）を申立人に支払うようあっせんを求める。
 - (2) 申立ての原因
申立人は、平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用について損害賠償を求めたが、相手方がこれに応じないため。

議案第52号 参考資料No.3-2

議案第75号 参考資料

東京電力ホールディングス株式会社への損害賠償請求額及びあっせん申立額

項 目	損害賠償請求額				東京電力が損害賠償の一部支払いに合意し支払いを受けた額 (B)	あっせん申立額 (損害賠償請求額から、東京電力が損害賠償の一部支払いに合意し支払いを受けた額を除いた額) (C)=(A)-(B)	
	平成27年度分	平成28年度分	平成29年度分	計 (A)			
1 検査・測定費用	学校給食・農林産物の放射性物質濃度検査、公共施設の放射線量測定等に係る経費	2,390,011円	3,514,421円	2,670,298円	8,574,730円	0円	8,574,730円
2 広報費用	市内の放射線の状況などについて市民周知のための市広報掲載に要する経費	179,931円	164,445円	—	344,376円	0円	344,376円
3 旅費・交通費	放射線対策に係る旅費及び高速道路使用料	127,414円	29,440円	154,174円	311,028円	0円	311,028円
4 職員人件費	放射線影響対策事業等に従事した職員の給与、時間外勤務手当等 (平成27年度分 73人) (平成28年度分 89人) (平成29年度分 3人)	43,084,580円	43,052,202円	28,351,342円	114,488,124円	0円	114,488,124円
5 その他放射線影響対策に要した費用	利用自肅牧草等処理円滑化事業、特用林産施設等体制整備事業費補助金、放射線対策事業に係る事務費、側溝土砂除去委託料、東山地域に設置した高度集約牧野(採草地)の使用料の減収額	38,883,777円	21,345,697円	17,507,696円	77,737,170円	13,021,910円	64,715,260円
合 計		84,665,713円	68,106,205円	48,683,510円	201,455,428円	13,021,910円	188,433,518円